

東北運輸局における 最近の主な取組み



東北運輸局における最近の主な取組み

1. 「交通政策部」と「観光部」の設置について
2. 被災地の復興に向けて
 - 2－1 沿岸部の鉄道の復旧に向けた取組み
 - 2－2 被災地の生活交通の確保
 - 2－3 造船業の復興
3. まち・ひと・しごとの創生
4. 地域公共交通の活性化に向けて
5. 観光振興に向けた取り組み
6. 安全・安心の確保

1. 「交通政策部」と「観光部」の設置について

2015年7月1日、全国の各運輸局に「交通政策部」と「観光部」を設置しました。今後、地方公共団体、交通事業者、経済団体をはじめとする地域の皆様と連携・協力して、地域公共交通の活性化や観光立国の実現などに取り組んでまいります。

交通政策部

I 交通政策部を設置する背景・理由

交通政策基本法の制定

我が国は、人口減少・少子高齢化、国際競争の激化、巨大災害の切迫等、多様かつ重大な課題に直面しており、これらの課題に対して交通の分野で政府を挙げて取り組むため、2013年に交通政策基本法が制定されました。

政府として初めての交通政策基本計画及び交通政策白書を閣議決定

本年2月には、同法に基づき、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための政府として初めての交通政策基本計画を閣議決定し、続く5月には、同法に基づく政府として初めての交通政策白書を閣議決定しました。

交通政策基本計画の着実な実施に向けて

交通政策基本計画では、豊かな国民生活、成長と繁栄、安心と安全という3本柱の下に目標を定めています。そのうち、同計画の地域的な課題については、地方運輸局交通政策部が中心となって適切にフォローアップを行い、その内容を着実に進めていく必要があります。

II 地方運輸局交通政策部が担う主な施策の概要

交通政策基本計画の着実な実施の推進

交通政策基本計画の地域的な課題について、着実に施策が実施されるよう、地域の関係者とのネットワーク構築や情報収集・発信等を通じ、その推進役を果たします。

地域公共交通網の再構築等

まちづくり施策と連携して地域公共交通網の再構築に取り組む市町村の裾野を拡大させるため、地域公共交通活性化再生法等の制度の周知を行うとともに、意欲のある市町村を総合的に支援し、成功例の積み上げにつなげます。また、地域公共交通網の再構築とあわせ、公共交通機関等の低炭素化や省エネ化、バリアフリー化や利便性向上を促進します。

社会経済の変化に対応した地域物流の課題解決

過疎地域等において日常の買い物等が困難な状況に置かれる方への対応や宅配ネットワークの維持のため、貨客混載や地方公共団体、NPO法人等関係者との連携など過疎地物流の確保に向けた新たな輸送システムの構築を促進します。



観光部

I 観光部を設置する背景・理由

成長戦略の柱としての観光立国の実現に向けて

政府は、力強い日本経済を立て直すための成長戦略の柱として、世界に誇る魅力あふれる観光立国の実現に向け、強力に施策を推進すべく2013年に「観光立国推進閣僚会議」を立ち上げ、一丸となって取り組んでいます。

アクション・プログラム2015の決定（「2000万人時代」への備え）

政府は、本年6月の「観光立国推進閣僚会議」において「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を決定しました。訪日外国人が急激に増加している状況を踏まえ、政府は今後、アクション・プログラム2015に基づき「2000万人時代」を万全の備えで迎えるとともに、地方創生への貢献を図り、観光を日本の基幹産業へ飛躍させ、また、我が国の歴史・文化を深く理解してもらうことにより、質の高い観光立国を目指すこととしています。



地方創生への貢献

特に、人口減少・少子高齢化に直面する我が国において、地方において需要を生み出し、雇用を創出する地方創生は、喫緊の最重要課題であります。今後さらに、魅力ある観光地域づくりを進めて、点から線、線から面へとネットワーク化して内外から観光客を呼び込み、観光の力で、地方創生に確を吹き込むことが、今、強く求められています。

II 地方運輸局観光部が担う主な施策の概要

2000万人の外国人旅行者を受け入れるための環境整備の促進

空港・港湾の出入国管理等、空港容量、貸切バス・宿泊施設等の供給の確保等の訪日外国人旅行者の受入環境整備について、各地域の関係者と連携・協力し、現状・課題の把握と迅速な課題解決に取り組みます。

広域観光周遊ルートの形成・発信

外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化された「広域観光周遊ルート」に、関係省庁の施策を集中投入するとともに、海外に強力に発信します。

観光旅行消費の一層の拡大に向けた免税店の増加と観光関連産業の拡大

地方の商店街等における免税店の拡大を進め、現在5千店余りの地方部の免税店を2020年に2万店規模に拡大します。また、幅広い産業を観光関連産業として取り込むことにより、訪日外国人による観光消費を拡大させ、経済効果を全国津々浦々に波及させます。



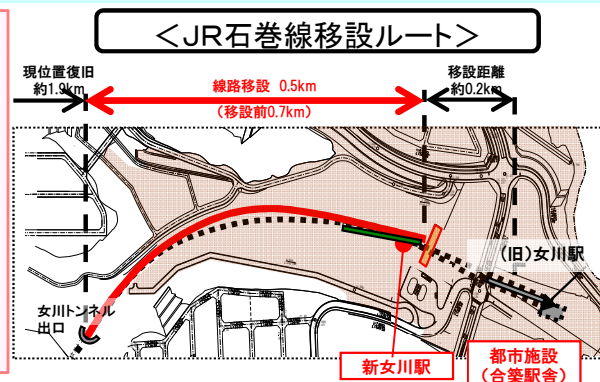
2-1 沿岸部の鉄道の復旧に向けた取り組み ～JR在来線等～

○東日本大震災においては、沿岸部の鉄道のみならず鉄道沿線地域も大きく被災しており、鉄道の復旧にあたっては、まちづくりと一体となった復旧計画（駅位置やルートの変更等）の策定が必要。

○国土交通省（東北運輸局）が事務局となり、沿線自治体、JR東日本、復興局等で構成する「復興調整会議」を被災線区毎に設置し、被災自治体が策定する復興計画にあわせて鉄道の復旧計画が策定されるよう支援。



① JR石巻線
(浦宿～女川間)
女川町のまちづくりにあわせて、ルート及び女川駅を移設し、**平成27年3月21日に全線運転再開**
※今年夏頃に仙石東北ラインの一部列車を女川駅まで延長する予定



② JR仙石線
(高城町～陸前小野間)
東名・野蒜駅周辺を高台に移設のうえ、**平成27年5月30日に全線運転再開**



③ JR常磐線(浜吉田～相馬間)
浜吉田～駒ヶ嶺間を内陸側に移設のうえ、**平成28年12月末までに運転再開予定**



JR気仙沼線・大船渡線におけるBRT仮復旧について

- 鉄道運休中、当面の間の公共交通を確保するため、JR東日本がBRTによる仮復旧を実施。
- JR気仙沼線BRTは平成24年8月に暫定運行を開始し、同年12月22日に本格運行を開始。
- JR大船渡線BRTは平成25年3月2日に運行を開始。
- 平成27年6月から、国土交通副大臣を座長とする沿線自治体首長会議(全3回)において、復旧方針についてハイレベルで議論。第2回会議(同年7月24日)においてJR東日本から提案のあったBRTによる本格復旧について、大船渡線に関しては第3回会議(同年12月25日)で関係自治体が合意。気仙沼線に関しては同会議等を経て、関係自治体が合意。

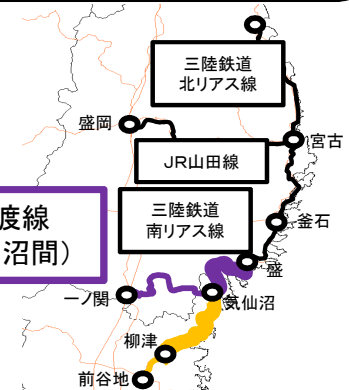
1. BRT(バス高速輸送システム)の特徴

- ① 専用道路等を走行するため、通常の路線バスに比べて定時性・速達性が高い。
- ② 利用状況により比較的容易に路線の設定・変更が可能。
- ③ 建設コストが鉄道と比較して安価。
- ④ 地震発生から津波来襲までの間の避難が、鉄道と比較して容易。

2. BRT仮復旧のサービス内容

- ① 鉄道運休中の区間を**専用道化**することで、**定時性・速達性を確保**。
 - JR気仙沼線：鉄道運休中の気仙沼～柳津間(約55.3km)の**約9割**を専用道化予定。
現在の専用道区間は約22.7km(約4割)。
 - JR大船渡線：鉄道運休中の盛～気仙沼間(約43.7km)の**約5割**を専用道化予定。
現在の専用道区間は約16.0km(約4割)(区画整理事業により一部一般道迂回中)。

専用道を走行中のBRT車両(気仙沼線)



- ② 運行便数は**震災前(鉄道)の2倍以上**。沿線高校生等の要望を踏まえたダイヤ改正、JR気仙沼線の前谷地への延伸を実施。

- JR気仙沼線：気仙沼～本吉間は、1日上下**22本**(震災前の鉄道)⇒1日上下**65本**(BRT)
- JR大船渡線：盛～陸前高田間は、1日上下**19本**(震災前の鉄道)⇒1日上下**53本**(BRT)

- ③ **沿線地域の要望を踏まえ、停留所の新設・移設**を実施。

- JR気仙沼線：ベイサイドアリーナ駅の新設、志津川駅の移設
- JR大船渡線：高田病院駅、長部駅、奇跡の一本松駅、基石海岸口駅、高田高校前駅、大船渡魚市場前駅(平成27年12月5日)の新設、陸前高田駅の移設

- ④ 運賃は**鉄道と同額**。
- ⑤ ノンステップ型ハイブリッドバスの導入。
- ⑥ ロケーションシステムにより携帯電話等で**運行状況を確認することが可能**。

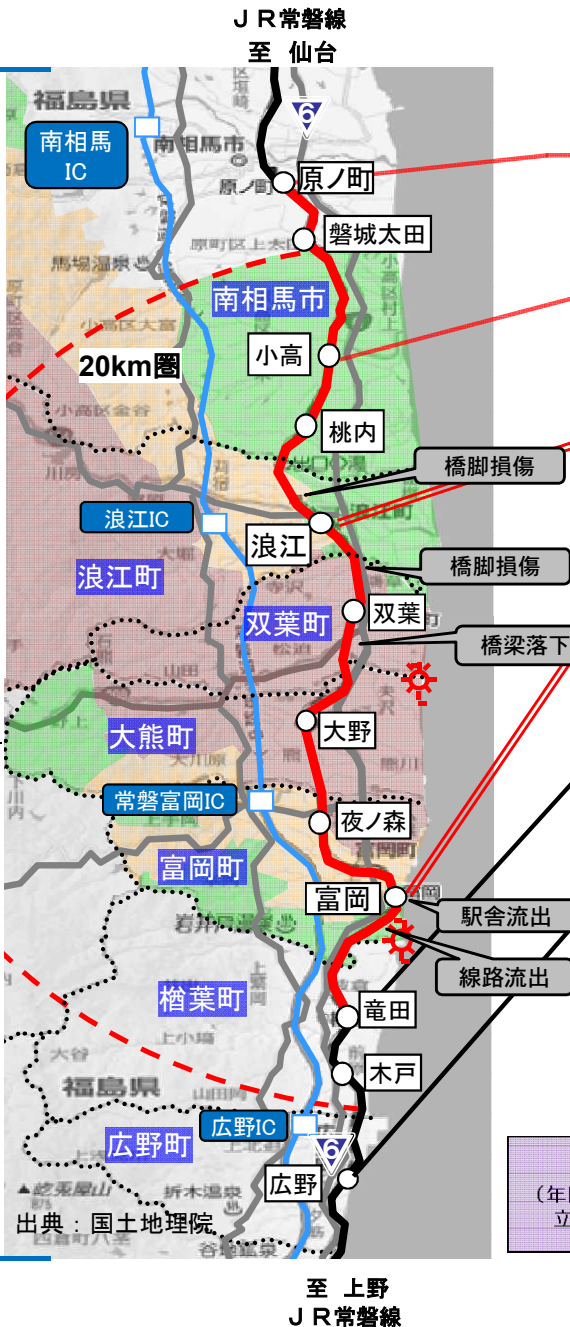
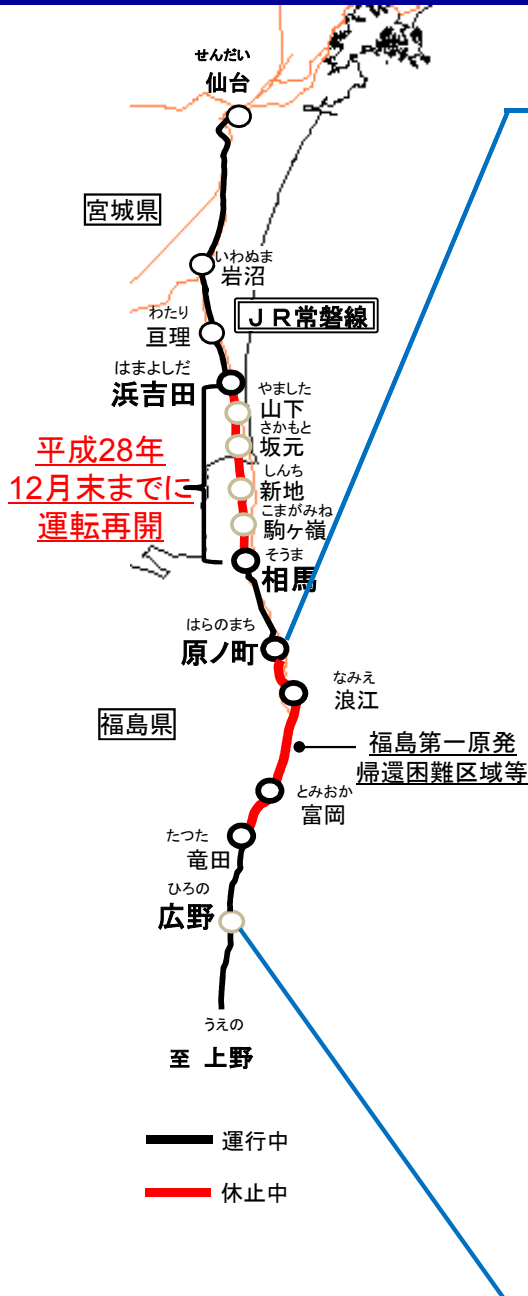


ノンステップ型
ハイブリッドバスの導入



駅(停留所)に設置された
バス・ロケーションシステム

JR常磐線(避難指示区域内)の運転再開等の見通し



JR常磐線の運転再開時期等の見通しについて 【平成28年3月25日現在】

『全線運転再開』の方針の決定	
原ノ町～小高	『平成28年春までに運転再開』 ※避難指示解除にあわせて運転再開
小高～浪江	『平成29年春までに運転再開』 ※1
浪江～富岡	『平成31年度末までの運転再開を目指す』 ※2
富岡～竜田	『平成29年内の運転再開を目指す』
竜田～広野	平成26年6月1日に運転再開済

※1 本年1月から、地震により被害を受けた軌道、盛土・切取等土工設備、橋りょう、電化柱、信号・通信設備、停車場設備などの復旧工事に着手。沿線の浪江町が示す避難指示解除想定時期(2017年3月)に合わせ、同年春の開通を目指す。

※2 昨年8月より、JR東日本が、効果的な除染を進めるための試験施工(枕木・砂利の交換、表土の剥ぎ取り)を実施。その結果、試験除染前に目標としていた毎時3.8マイクロシーベルト以下をほぼ全区間で達成できる見通しとなった。

【各区域の概要】

帰還困難区域 (年間線量50ミリシーベルト超) 立入り原則禁止、宿泊禁止	居住制限区域 (年間線量20-50ミリシーベルト) 立入り可、一部事業活動可、 宿泊原則禁止	避難指示解除準備区域 (年間線量20ミリシーベルト以下) 立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止
--	---	--

2-2 被災地の生活交通の確保 ～東日本大震災によって被害を受けた地域公共交通に対する支援～

復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援

事業内容(主な特例措置)

地域間輸送 (被災地域地域間幹線系統確保維持事業)

○補助対象事業

- ・「地域間幹線系統確保維持事業」の各種要件を緩和した地域間輸送

(1) 補助率

収支差等の1/2

(2) 特例措置の期間

- ・平成23～27年度(5年間)

(3) 特定指定市町村(H27年度) ・岩手県、宮城県、福島県の全市町村

平成27年度補助内定額 824百万円、補助対象系統数 126系統



地域内輸送 (特定被災地域公共交通調査事業)

○補助対象事業

- ・仮設住宅等と、病院、商店、公的機関等の間の日常生活の移動確保を目的とする地域内輸送等

(1) 補助率

定額補助

- ・1地域の上限額は、仮設住宅等の箇所数に応じ、3,500万円、4,500万円又は6,000万円に設定

(2) 特例措置の期間

- ・平成23～27年度予算(5年間)

(3) 特定被災市町村(H27年度)

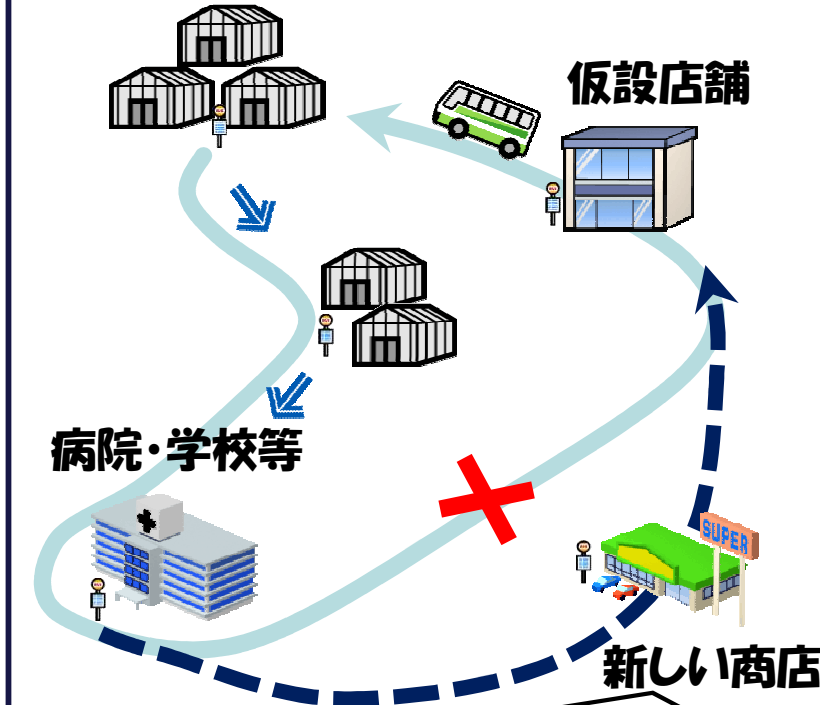
- ・39市町村(岩手県12、宮城県15、福島県12)

平成27年度交付決定額 1,063百万円、補助対象路線数 220路線



特定被災地域公共交通調査事業の活用イメージ

仮設住宅、災害公営住宅等



復興とともに、刻一刻と変化する病院や商店等の位置、被災者の移動ニーズの変化を把握しつつ、適時適切にバス路線の運行経路や便数等を見直し



整備が完了した災害公営住宅



刻々と変化するまちなみ

2-3 造船業の復興 ～補助金活用案件の一覧～

○東日本大震災により被災した造船所の多くは既存施設の改修や外部施設の活用により事業を再開しているが、地盤沈下による土地の制約が生じ、建造・修繕の能力を十分回復できていない地域もあり、地域の復興にも大きな影響。

○地域の水産業に貢献する造船業について、集約化による経営基盤を強化し、本格的な復興を図るため、平成25年8月に「造船業等復興支援事業費補助金(160億円)」制度を創設。

H28.3.1現在

地 区	造船所名	概 要	補助金額
岩手県 大船渡市	(有)大船渡ドック (有)須賀ケミカル産業	両者で合同会社大船渡ドックケミカルを設立し、船台、工場等を整備 H27.3補助金交付決定	1.8億円
岩手県 大船渡市	(有)弘伸化工 (有)伊藤輪店(イトウマリンサービス)	両者で合同会社コーシンケミカルシステムを設立し、工場、移動設備等を整備 H27.3補助金交付決定	0.3億円
宮城県 気仙沼市	木戸浦造船(株) (株)吉田造船鉄工所 (株)小鯖造船鉄工所 (株)澤田造船所	造船四社及び関連事業者等の出資により、新たに「みらい造船」を設立(造船四社は後に合併予定)し、船台(シップリフト方式)、工場、クレーン等を整備 H27.5補助金交付決定	70.3億円
宮城県 南三陸町	(有)志津川造船鉄工所 小野造船所	両者及び関連事業者一社で(株)南三陸造船鉄工を設立し、船台、工場等を整備 H26.9補助金交付決定	1.0億円
宮城県 石巻市	(株)遠山工業 シミズモータース	両者でマリン遠山合同会社を設立し、工場、クレーン等を整備 H26.9補助金交付決定	1.1億円
宮城県 石巻市	佐藤造船所	関連事業者と佐藤造船所・及川電機合同会社を設立し、工場等を整備 H26.2補助金交付決定	4.6億円
宮城県 石巻市	(株)鈴木造船所 (株)海洋技研	両者で鈴木造船所・海洋技研合同会社を設立し、船台、工場等を整備 H27.2補助金交付決定	20.2億円
宮城県 石巻市	(株)聖人堀鉄工所 玉木造船化工(株)	聖人堀鉄工所に吸収合併し、上架設備、工場等を整備 H27.4補助金交付決定	14.9億円
合計		8件	114.2億円

：補助事業が完了した案件



気仙沼地区造船業の復興に向けた取り組み(造船業等復興支援事業費補助金の最大プロジェクト)

- 気仙沼は造船所が浪板地区に集積しているが、後背地に山裾が迫り陸側への拡張性がなく、震災による地盤沈下の影響が大きい。
- 造船所の多くは、仮復旧により造船事業を再開しているが、震災前と同等の船台の能力を得たうえで、気仙沼地区に造船事業を長期的に継続させることが必要不可欠。
- このため、造船事業者が集約化し、補助金を活用して新たな造船施設へ移転することで、震災からの復興を目指している。
- 東北運輸局は、海事局から気仙沼市に派遣されている職員とともに、海事局と連携を取りつつ、宮城県、気仙沼市ほか関係機関と調整を行いながら移転集約化を支援。

地盤沈下の影響

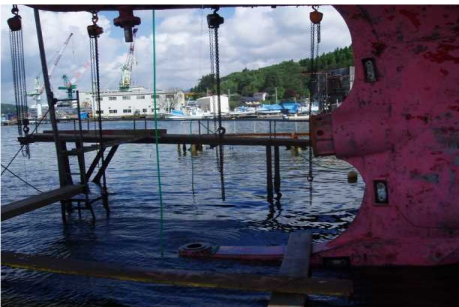
震災前



(船の陸揚げ時、船全体が露出している)



震災後



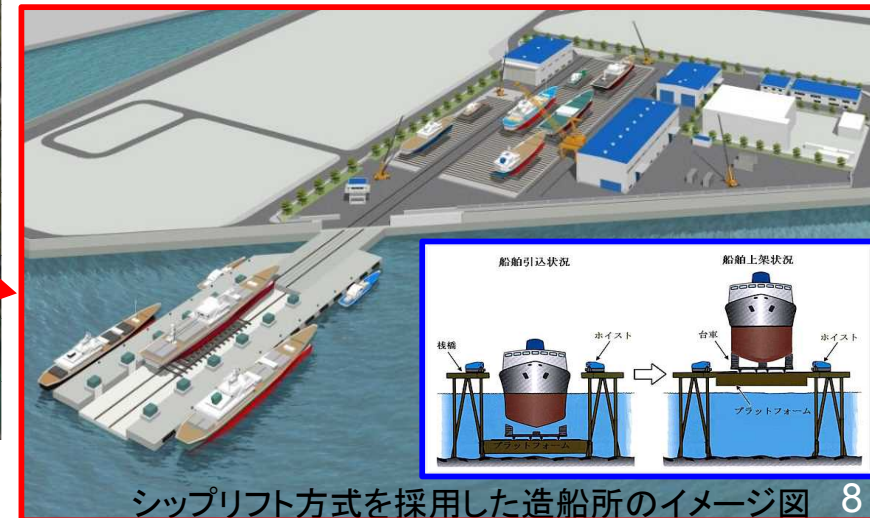
(地盤沈下により船全体が陸揚げできず、修理作業に影響)

移転図



移転集約化に向けての現在の状況

- 被災造船所の左記4社が合併することとなる新会社「(株)みらい造船」を設立(H27.5.1)
- 「みらい造船」においては、シップリフト方式の採用等、最新鋭の造船施設・設備の整備を予定。これに必要な経費について、造船業等復興支援事業費補助金を活用(総事業費105.5億円、交付決定額:約70.3億円)
- 気仙沼市は、復興交付金を活用し、造船施設予定地の取得・整備を実施



造船復興補助金の活用実績(大船渡市及び石巻市)

➤ 補助対象事業者

合同会社コーシンケミカルシステム

➤ 補助事業の概要

有限会社弘伸化工及び有限会社伊藤輪船(イトマリサービス)が、共同で利用する船舶修繕用の施設及び設備を2社により設立された合同会社が整備するもの

➤ 補助金額

約3千万円(総事業費 約4千万円)

➤ 補助事業の内容

工場、上架設備(ウインチ)、ユニック車、フォークリフト

➤ 補助制度の活用による効果(事業者からの聞き取り)

作業の一部を新工場に移転した結果、船体部品製造工程が短縮した。上架設備の新設による上架作業人数の効率化や経費削減が図られている。



新工場(左建物)



新設した上架設備



工作物を輸送するユニック車

➤ 補助対象事業者

マリン遠山合同会社

➤ 補助事業の概要

株式会社遠山工業及びシミズモーターズが、共同で利用する船舶建造・修繕用の施設及び設備を2社により設立された合同会社が整備するもの

➤ 補助金額

約1億1千万円(総事業費 約1億6千万円)

➤ 補助事業の内容

工場、ラフテレーンクレーン、ユニック車、フォークリフト

➤ 補助制度活用による効果(事業者からの聞き取り)

2社の機能を新工場に集約化した結果、漁船の修繕工程が短縮した。また、事業集約化や新設備を整備した情報が船主に広まり、新規顧客を獲得している。



新工場の全景(右下は工場内部)



上架に使用するクレーン車



部品等を輸送するユニック車



3. まち・ひと・しごとの創生 ～「国土のグランドデザイン2050」を具体化し、国土交通省の組織・施策を総動員～

- 基本戦略①:** 人口減少下でも生活サービスを効率的に提供するために**拠点機能をコンパクト化**し、中山間地域等では**小さな拠点の形成を推進**するとともに、**高次都市機能維持に必要な概ね30万人の圏域人口確保のためのネットワーク化**を図る。
- 基本戦略②:** **地域の雇用創出と豊かな生活環境の創出**のため、観光振興や地域資源を活かした個性ある地域づくりを行いつつ、**広域観光周遊ルート**の形成や都市間ネットワークの充実等により、**海外や大都市を含む他の圏域との連携強化、交流人口・物流の増大**を図る。



4. 地域公共交通の活性化に向けて

～交通政策基本法の概要(平成25年12月4日公布・施行 法律第92号)～

基本理念等(第2条～第7条)

基本的認識(第2条)

- 交通の果たす機能
 - ・国民の自立した生活の確保
 - ・活発な地域間交流・国際交流
 - ・物資の円滑な流通
- 国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要

交通機能の確保・向上(第3条)

- 少子高齢化の進展等に対応しつつ、
 - ・豊かな国民生活の実現
 - ・国際競争力の強化
 - ・地域の活力の向上に寄与
- 大規模災害に的確に対応

環境負荷の低減(第4条)

様々な交通手段の適切な役割分担と連携(第5条)

交通の安全の確保(第7条)

- 交通安全対策基本法に基づく交通安全施策と十分に連携

国、地方自治体、事業者等の関係者の責務等(第8条～第11条)

関係者の連携・協働(第6条、第12条)

法制上、財政上の措置(第13条)

国会への年次報告等(第14条)

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行(第15条)

＜パブリックコメント、審議会への諮問等＞

国の施策(第16条～第31条)

【豊かな国民生活の実現】

- 日常生活の交通手段確保(第16条)…離島等の地域の諸条件への配慮
- 高齢者、障害者等の円滑な移動(第17条)…妊産婦、ベビーカー等にも配慮
- 交通の利便性向上、円滑化、効率化(第18条)…定時性確保、乗継ぎ円滑化等

【国際競争力の強化】

- 国際海上・航空輸送のネットワークと拠点の形成、アクセス強化(第19条)

【地域の活力の向上】

- 国内交通ネットワークと拠点の形成(第20条)
- 交通に関する事業の基盤強化、人材育成等(第21条)

【大規模災害への対応】

- 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等(第22条)…耐震性向上、代替交通手段の確保、多人数の円滑な避難

【環境負荷の低減】

- エコカー、モーダルシフト、公共交通利便増進等(第23条)

【適切な役割分担と連携】

- 総合的な交通体系の整備(第24条)…交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
- まちづくり、観光等との連携、関係者間の連携・協働の促進(第25条～第27条)

○調査研究(第28条)

○技術の開発及び普及(第29条)…ICTの活用

○国際的な連携の確保及び国際協力の推進(第30条)…規格標準化、交通インフラの海外展開

○国民等の意見を反映(第31条)

地方公共団体の施策(第32条)

交通政策基本計画の概要(平成27年2月13日閣議決定)

○計画期間：2014年度(平成26年度)～2020年度(平成32年度)

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「国土強靱化基本計画」等他の国の計画とも密接に連携

【本計画が対応すべき社会・経済の動き】

- (1)人口急減、超高齢化の中での個性あふれる地方創生 (2)グローバル化の進展 (3)巨大災害の切迫、インフラの老朽化
(4)地球環境問題 (5)ICTの劇的な進歩など技術革新の進展 (6)東日本大震災からの復興 (7)2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催

基本的方針

A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現

B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

基本法上の国の施策

- 【日常生活の交通手段確保】(16条)
【高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動】(17条)
【交通の利便性向上、円滑化、効率化】(18条)
【まちづくりの観点からの施策推進】(25条)

- 【産業・観光等の国際競争力強化】(19条)
【地域の活力の向上】(20条)
【観光立国の観点からの施策推進】(26条)
【国際連携確保・国際協力】(30条)

- 【運輸事業等の健全な発展】(21条)
【大規模災害時の機能低下抑制、迅速な回復】(22条)
【環境負荷の低減】(23条)

施策の目標

- ①自治体中心に、コンパクトシティ化等まちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する
②地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする
③バリアフリーをより一層身近なものにする
④旅客交通・物流のサービスレベルをさらなる高みへ引き上げる

- ①我が国の国際交通ネットワークの競争力を強化する
②地域間のヒト・モノの流動を拡大する
③訪日外客2000万人に向け、観光施策と連携した取組を強める
④我が国の技術とノウハウを活かした交通インフラ・サービスをグローバルに展開する

- ①大規模災害や老朽化への備えを万全なものとする
②交通関連事業の基盤を強化し、安定的な運行と安全確保に万全を期する
③交通を担う人材を確保し、育てる
④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

施策の推進に当たって特に留意すべき事項

基本法上の国の施策

- 【関係者の責務・連携】(8～12、27条)
【総合的な交通体系の整備】(24条)
【調査・研究】(28条)
【技術の開発及び普及】(29条)
【国民の立場に立った施策】(31条)

- ①適切な「見える化」やフォローアップを行いつつ、国民・利用者の視点に立って交通に関する施策を講ずる(本計画には、56の数値指標を盛り込んでいるところ)
②国、自治体、事業者、利用者、地域住民等の関係者が責務・役割を担いつつ連携・協働する
③ICT等による情報の活用をはじめとして、技術革新によるイノベーションを進める
④2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催とその後を見据えた取組を進める

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立、11月施行)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

目標

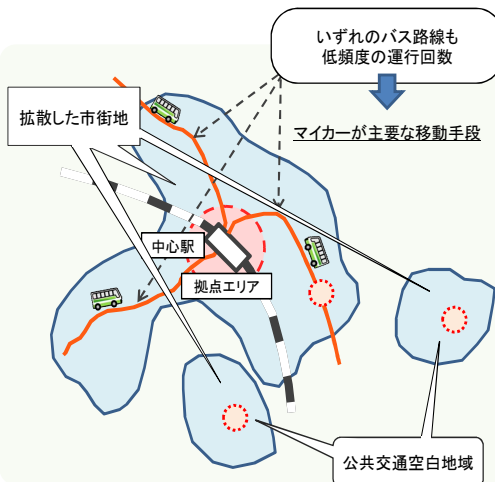
本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

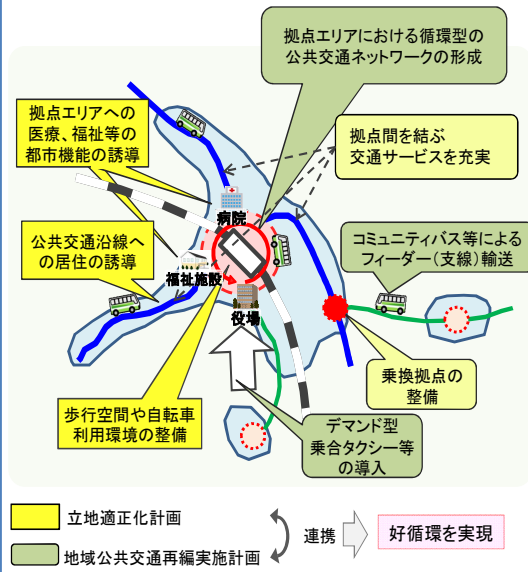
- ① **地方公共団体**が中心となり、
- ② **まちづくりと連携**し、
- ③ **面的な公共交通ネットワーク** を再構築

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ

現状



まちづくりと一体となった公共交通の再編



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けた**まちづくりとの連携**
- 地域全体を見渡した**面的な公共交通ネットワーク**の再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が**地方公共団体**
の支援を受けつつ実施

地域公共交通再編実施計画

地方公共団体が事業者等
の同意の下に策定

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

送付された地域公共交通網形成計画

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）の施行（平成26年11月）以降、2月末までに計67件の地域公共交通網形成計画が国土交通大臣に送付された。

○送付された地域公共交通網形成計画一覧 ※平成28年2月末現在

北海道	函 館 市
秋田県	湯 沢 市
	由 利 本 荘 市
	藤 里 町
山形県	長井市、南陽市、川西町、白鷹町
	小 国 町
福島県	伊 達 市
茨城県	東 海 村
	五 霞 町
栃木県	宇 都 宮 市 ・ 芳 賀 町
埼玉県	春 日 部 市
	上 尾 市
	東 秩 父 村
千葉県	鴨 川 市
	南 房 総 市
神奈川県	藤 沢 市
	海 老 名 市
	真 鶴 町
新潟県	上 越 市
	佐 渡 市
富山県	高 岡 市
	黒 部 市
	小 矢 部 市

福井県	福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町
岐阜県	岐 阜 市
	高 山 市
	恵 那 市 ・ 中 津 川 市
	各 務 原 市
	飛 騨 市
静岡県	海 津 市
	下 田 市
愛知県	日 進 市
	田 原 市
	清 須 市
	豊 山 町
	飛 島 村
三重県	武 豊 町
	津 市
	四 日 市 市
	松 阪 市
	伊 賀 市
京都府、兵庫県、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、豊岡市	
京都府	木 津 川 市

大阪府	河 内 長 野 市
兵庫県	小 野 市
奈良県	宇 陀 市
島根県	大 田 市
岡山県	高 梁 市
	久 米 南 町
広島県	三 原 市
	東 広 島 市
	神 石 高 原 町
香川県	高 松 市
愛媛県	愛 南 町
福岡県	福 岡 市
	久 留 米 市
	朝 倉 市
	那 珂 川 町
佐賀県・唐津市・玄海町	
長崎県	佐 世 保 市
	対 馬 市
熊本県	八 代 市
	水 俣 市
大分県	中 津 市
宮崎県	え び の 市
	門 川 町

地域公共交通網形成計画等の策定状況等について

1. 交通網形成計画を策定した自治体

○由利本荘市(秋田県)【人口81,759人、面積1,209 km²】<H27.4策定>

基本方針:市が目指すべき将来像と公共交通のあり方を示す基本理念(交通弱者への対応を図るため、交通空白地域を解消するとともに、持続可能な交通体系を構築)に従い、課題解決に向けた事業の実施・サービスの提供を実施

主な内容:地域拠点のアクセス強化(路線の統廃合等)、地域拠点を核としたフィーダー交通の導入、地域拠点・交通結節点の整備促進(乗り継ぎ支援等)

○小国町(山形県)【人口8,316人、面積737 km²】<H27.6策定>

基本方針:地域を支える公共交通の構築、生活を便利にする公共交通の構築、交流を支える公共交通ネットワークの構築

主な内容:幹線の効率化による接続性の確保、住民との共同による支援エリア内の公共交通の運行、交通結節点の整備、予約制運行の拡大・将来に向けた運行形態の検討、都市機能を楽しむ内循環線の運行、スクールバスと町営バスの重複路線の効率化、交流人口の拡大に向けた運行形態の確保等

○伊達市(福島県)【人口63,167人、面積265 km²】<H27.8策定>

基本方針:基本理念(健幸都市づくり、まちの賑わい創出を支える、どこへでもお出かけできる持続的な公共交通圏の形成)に基づき、市民が歩いてまちへ出かけたくなり、誰にでも分かりやすく、使いやすいメリハリの効いた地域公共交通網を形成し、みんなに効果をもたらす持続可能な事業を展開

主な内容:鉄道と路線バスによる地域の骨格をなす地域公共交通の体系の再編、地域が主体となった新たな地域公共交通システムの導入等

○藤里町(秋田県)【人口3,402人、面積282 km²】<H27.11策定>

基本方針:子どもからお年寄りまでおでかけを楽しめる身近な交通環境と安心して外出できるスムーズな広域の交通環境を実現し、町の活力を支える公共交通網の形成

主な内容:バス不便地域へのデマンド交通の導入・土日の便数確保、通院快速バスの実現、乗り継ぎ拠点の多機能化による充実、観光二次交通の実現等

○湯沢市(秋田県)【人口49,359人、面積791 km²】<H28.1策定>

基本方針:「みんなで育てる、安全で快適な地域公共交通～まちを豊かに、賑わいを生む道具として将来へ繋ぐ～」を基本方針とし、質の向上、将来への継承、需要の喚起、情報発信の強化に取り組む

主な内容:バス経路の整理再編、乗合タクシーの運行見直し、自治組織等との検討会、商店街や観光施設と連携した仕掛けづくり、停留所への路線標示等

○フラワー長井線沿線地域[長井市・南陽市・白鷹町・川西町](山形県)【人口91,127人、面積699km² ※2市2町全体】<H28.2策定>

基本方針:①人口定着・交流人口拡大につながるまちづくりを支える公共交通との連携、②交通事業者間の連携による利便な公共交通網の形成、③地域住民・企業連携による地域交通の継続的確保に向けた公共交通を守る機運・仕組みづくり、④長井線の経営強化による公共交通軸の継続性担保

主な内容:長井線等を活用した小さな拠点づくり、長井線と市営バスとの接続利便性の向上、企業サポーター制度の導入、鉄道再構築事業の導入

2. 平成27年以降に交通網形成計画を策定予定の自治体

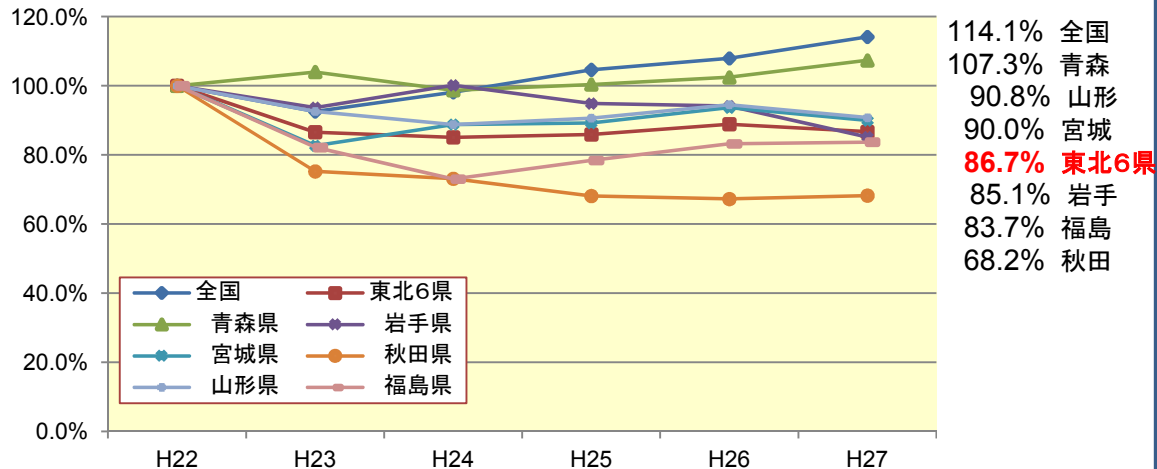
○青森県青森市	○青森県八戸市	○青森県弘前市	○岩手県大船渡市	○岩手県八幡平市
○岩手県花巻市	○宮城県石巻市	○宮城県大崎市	○秋田県仙北市	○秋田県鹿角市
○秋田県秋田市	○秋田県大仙市	○秋田県美郷町	○山形県山形市	○山形県酒田市
○山形県鶴岡市	○福島県福島市	○福島県郡山市	○福島県南相馬市	○福島県棚倉町

※上記の他に交通網形成計画策定を予定している自治体が複数ある。

5. 観光振興に向けた取り組み ～東北6県の宿泊者数の推移～

東北6県における観光目的の延べ宿泊者数の推移

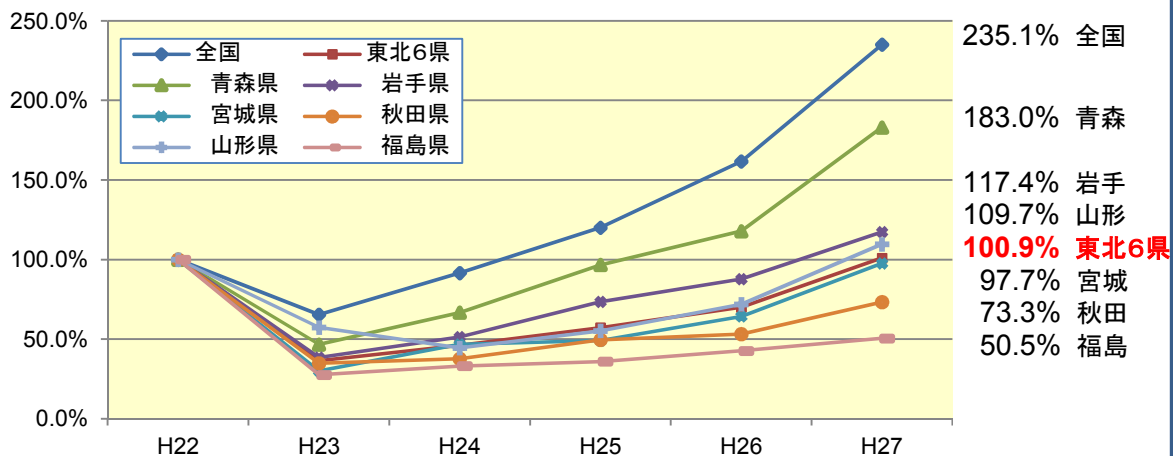
東北6県の観光目的の延べ宿泊者数は、震災前の平成22年の約8割強で推移。



※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。 ※観光目的の宿泊客が50%以上の施設。
※平成27年は月ごとの第2次速報値（数値修正の可能性有り）。

東北6県の外国人延べ宿泊人数の推移

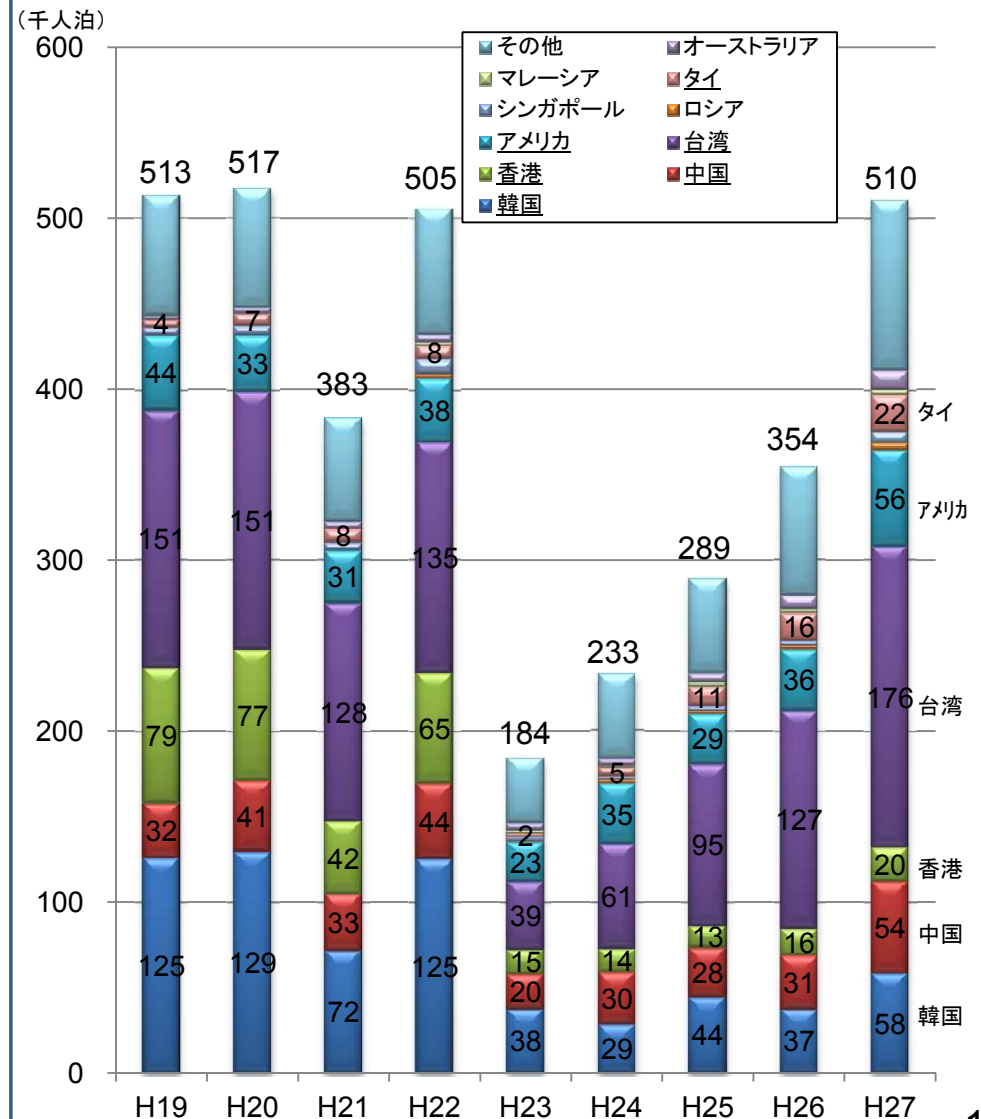
東北6県の外国人延べ宿泊数は、震災前の平成22年の数値まで回復。



※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。 ※H27は月ごとの第2次速報値（数値修正の可能性有り）

東北地域の市場別延べ宿泊人数の推移

平成27年の延べ宿泊数は、平成22年同期比で台湾は約3割増加。一方、韓国、香港は未だ回復傾向にない。



※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。 ※平成27年は月ごとの第2次速報値（数値修正の可能性有り）。

「交流の拡大」と「震災の記憶の風化防止」を基本方針として、太平洋沿岸エリアの観光復興事業を推進する。

事業概要

1. 情報発信の強化

- ポータルサイトを活用した地域の最新情報を発信
- 復興商店街スタンプラリー等の各種媒体を活用した広報展開



東北周遊スタンプラリー



グルメ・観光情報・イベント情報などを提供するスマートフォンアプリを相双地方観光DC推進委員会が提供開始。(H27. 6)

2. 震災の記憶の風化防止

- 語り部・ガイド等の育成、データベース化
- 震災をテーマにしたシンポジウム等による啓発活動

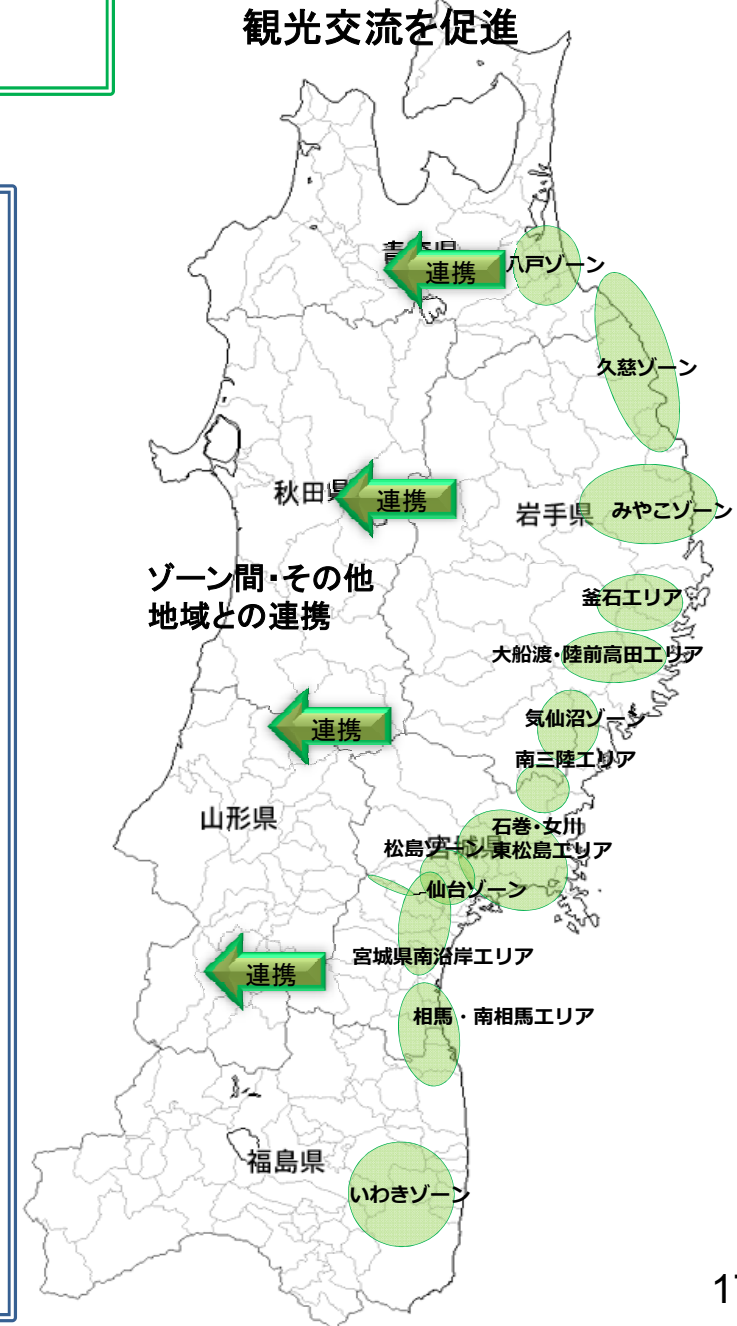


3. 滞在・交流の拡大支援

- 地域主体で観光復興を推進する体制づくりの促進
- 滞在プログラム等の発掘と旅行商品造成支援
- モニターツアー等による送客及び旅行商品化支援



太平洋沿岸13ゾーンの観光交流を促進



広域観光周遊ルートの形成促進について

複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数(平均6日～7日)に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」(骨太な「観光動線」)の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。

広域観光周遊ルート形成促進事業 (広域の協議会による取り組み)

- 広域観光周遊ルート形成計画の策定
- 数値目標の設定とPDCAサイクルの整備
- 外国人受入環境の整備(免税店の整備、多言語表記、無料公衆無線LAN環境の整備、手ぶら観光の推進等)
- 広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- 地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実
- 広域の関係者の官民連携による体制づくり 等

国の支援

- 計画策定に係る費用
- マーケティング費用
- 広域での外国人受入環境の整備
- 広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- 海外への情報発信 等



広域観光周遊ルート形成促進事業パッケージ支援メニュー例

テーマ性・ストーリー性

日本固有の〇〇文化と
〇〇自然を巡る〇〇ルート

ルート共通 の取組

- ・マーケティング調査
- ・計画策定のための専門家の招へい
- ・広域で利用できる無料公衆無線LAN環境の整備

- ・海外プロモーションの実施
- ・広域周遊ツアーの企画・販売
- ・その他広域の地域共通の取組 等

X県A市 ゲートウェイの
おもてなし強化

Y県B市 〇〇伝統文化の体験

Z県C町 〇〇自然環境の体験

観光地①

文化施設における
案内看板の設置

観光地②

観光地③

多言語パンフレットの作成

観光地における
トイレの補修

観光地④

バス停における
情報提供の多言語化

滞在プログラムの
開発・提供

道の駅における
無料公衆無線LAN環境整備

空港における
広域観光案内機能の強化

空港

空港

「日本の奥の院・東北探訪ルート」形成計画概要

名称・コンセプト

○名称

「日本の奥の院・東北探訪ルート」
“Exploration to the Deep North of Japan”

○副題

『もう一つの日本・東北 山の彼方の美しい四季と
歴史文化、食文化を探訪するルート』

○コンセプト

色彩あざやかな四季を奏で、多くの文人を魅了してきた美しい
自然と風土が育んだ歴史文化と食を探訪する旅

○主な対象市場・ターゲット

台湾、香港、中国(上海・広州)、ASEAN、欧米、オーストラリア

○申請者 東北観光推進機構

今年度事業の概要

2015年11月 2016年3月末

マーケット調査

東北の「ならでは」を整理し、対象
国・地域に合わせてコンセプトを磨き
上げる。

多言語ホームページ

人気コンテンツなど外国人目線で
整理・選定した専用サイトを開設
する。

ルート設定

マーケット調査・外国人モニター
調査を踏まえ、16拠点をベース
キャンプにした広域観光周遊ル
ートを設定する。

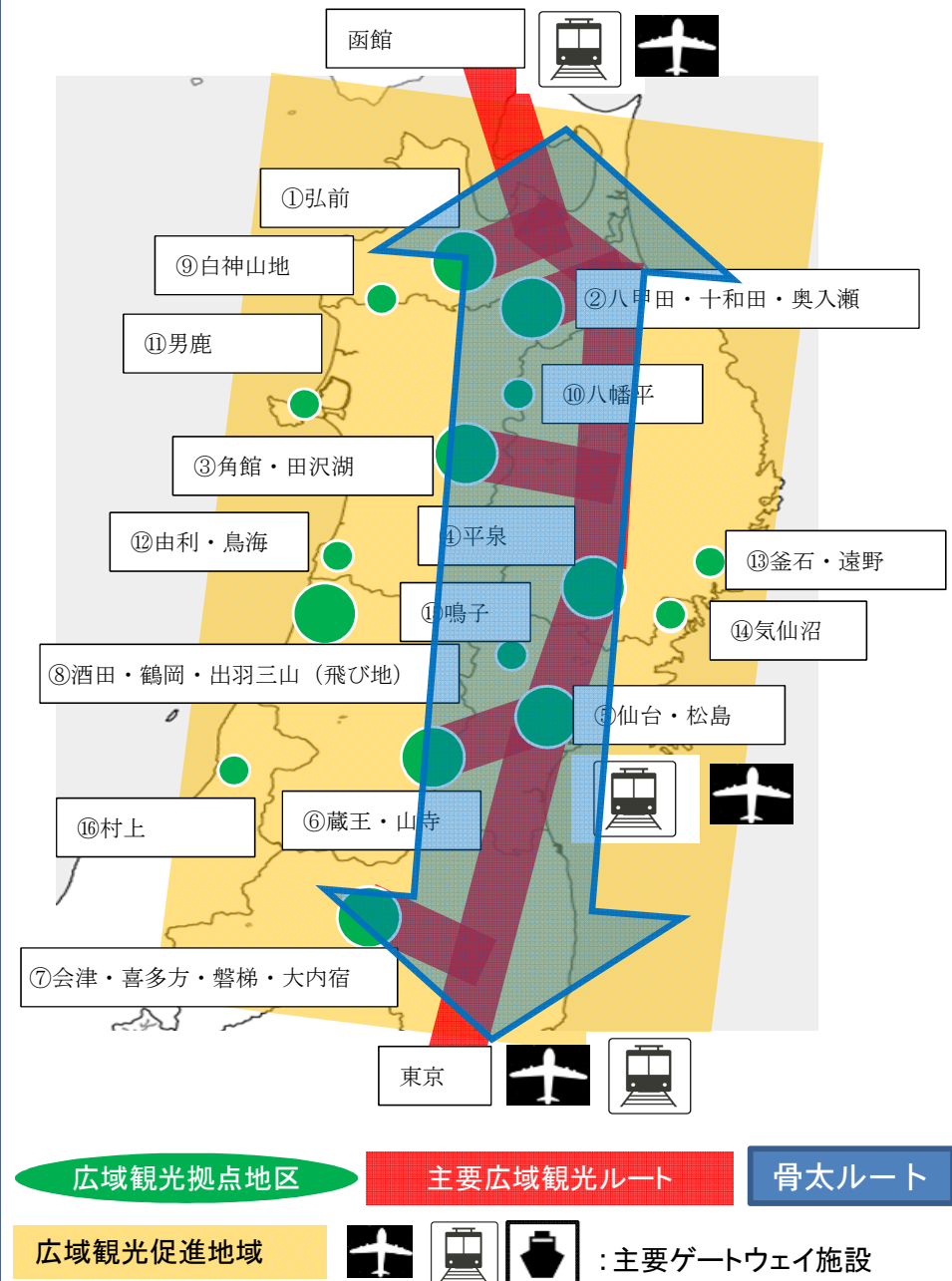
外国人モニター調査

国・地域の嗜好に合わせた旅行
手段、コンテンツ等の発掘・調査
を行う。

多言語ナビゲーション

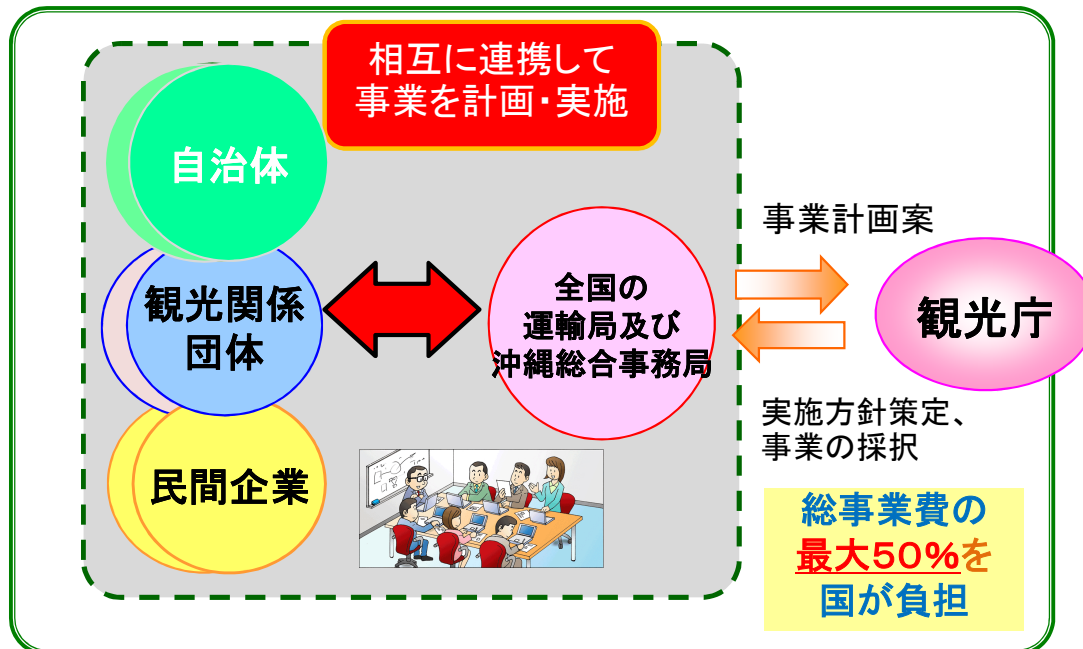
利用者に最適な観光ルートを自
動的に作成・案内できるナビサイ
トを導入。

対象地域の地図



- 国と地方(自治体及び観光関係団体等)が都道府県の枠を越え広域に連携して取り組む
訪日プロモーション事業
- インバウンドに取り組む地域の連携を促し、訪問地の多様化や滞在日数の増加を図ることにより、訪日リピーター需要の拡大に対応するとともに、多様なニーズに即した誘客を実現

VJ地方連携事業



- ◎ 滞在日数の長い外国人旅行者のニーズに対応した広域的な誘致活動を実施
- ◎ 新たな季節や地域の訪日需要を喚起し、訪日時期や地域の分散化を図る事業に重点化

Point

【事業内容の例】

- 旅行会社関係者等の招請
- 海外旅行博への出展
- 海外新聞・雑誌等への広告掲載
- メディア関係者等の招請
- 外国人向けパンフレット作成
- 教育関係者等の招請 等

訪日
外国人
旅行者の
拡大

地域が広域に連携



具体事例



【九州オルレ】
トレッキング+温泉・宿泊



【中国地方インバウンドフォーラム】
現地旅行会社との大商談会



【北陸新幹線】タイの旅行博において沿線の魅力をPR



【東北プロモーションIN台湾】
台湾でのプロモーション



【昇龍道】
美濃和紙の里で紙すき体験

ビジット・ジャパン地方連携事業 ～東北ならではの分かりやすいテーマで発信～

桜と雪の回廊を同時に楽しめるといふ東北ならではの魅力について、海外エージェントの視察を通じて春の東北へのツアー商品造成を働きかけるとともに、海外メディア取材を通じて海外現地の一般消費者に具体的に発信し、東北への旅行需要の喚起を図ることとし、毎年集中的に実施。

2015年の事業内容

「桜と雪の回廊が同時に見られる」をテーマに東北各地の4コースを設定し、東南アジア5市場から11名のメディア、香港からブロッガー1名、台湾からエージェント4名を2015年4月に招請。

東南アジア(タイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム、インドネシア)メディア2コース

福島三春滝桜・磐梯吾妻スカイライン・花見山公園・八幡平雪の回廊・菜の花ロード・角館・八甲田雪回廊など

香港ブロッガーコース

蔵王キツネ村・遠刈田温泉・裏磐梯・ニッカウキスキー仙台工場・塩釜仲卸市場・平泉・北上展勝地 など

台湾エージェントコース

船岡城址公園・蔵王キツネ村・月山雪の回廊・霞城公園・最上川下り・真人公園・乳頭温泉・かたくり館 など



八幡平雪の回廊を取材



大湊村菜の花ロード取材

2014年の実績

- ・中国広州・香港からエージェント6名
- ・台湾からメディア2名、エージェント5名を招請。

催行商品数・送客数

台湾	53本	1460名
中国	2本	50名
香港	8本	80名

現地メディアでの記事掲載



日本東北遊楽日(第2回日本東北六県感謝祭)の開催

東日本大震災の復旧・復興に対する台湾からの支援に感謝するとともに、未だ知名度が低い東北の魅力を台湾の消費者に直接発信する官民一体となった東北観光P Rイベントを開催。

東北の観光魅力の発信に加え、現地著名人による東北の観光魅力についてのトークショー、ツアー商品の紹介など盛りだくさんの内容で、期間中、5万人を超える来場者を集め、多くの台湾人の東北に対する認知度向上を図った。

【イベント開催概要】

■ **イベント名称**： 大好き♡♡とうほく「日本東北遊楽日」～一緒に楽しもう～

■ **主 催**： 日本東北六県感謝祭実行委員会

(東北観光推進機構、日本観光振興協会東北支部、東北運輸局、東北6県)

■ **開催日時**： 平成27年12月4日(金)～6日(日)の3日間

■ **開催場所**： 華山1914文化創意産業区園 東2A～2D (4棟連結使用)

■ **主な参加者**： 清野 智 日本東北六県感謝祭実行委員会会長
(東北観光推進機構会長)

永松健次 東北運輸局長

千葉幸洋 日本観光振興協会東北支部副支部長

※ 東北から約150名が参加

■ 実施内容：

○ ステージアトラクション

なまはげ太鼓、山形花笠等の伝統芸能パフォーマンスや現地著名人による東北の魅力のトークライブ、東北への旅行商品の説明会等を実施。

○ ブース出展

四季の彩りやスノーレジャーといったテーマでの東北の魅力や東北各県、J R東日本等のブースで東北の様々な魅力や具体的な旅行商品を発信。

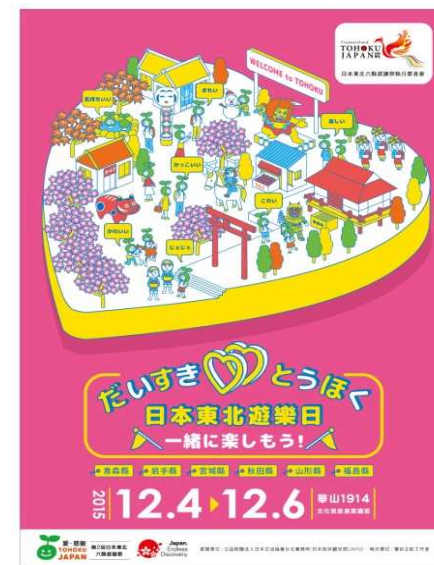
○ 体験コーナー

起き上がりこぼしの絵付けなど、東北ならではの伝統文化の体験を実施。

○ 試飲試食コーナー

芋煮、ずんだもち、りんごジュース等東北の食をP R。

〈会場風景〉



〈イベントポスター〉



〈告知Facebookページ〉

外国人旅行者の受入環境整備の促進

- 訪日外国人旅行者数は、2,000万人という目標達成が視野に入ってきた。また、東北においては、外国人延べ宿泊者数が東日本大震災前の平成22年とほぼ同水準まで回復しているところ。
- この流れをより確かなものとすべく、訪日外国人旅行者拡大への取り組みを更に進めていくとともに、円滑な受け入れができるよう、現状と課題をしっかりと把握し、必要な手立てを迅速に講じていかなければならない。
- 東北運輸局、東北地方整備局、東京航空局や東北6県、関係事業者等を構成員とする「訪日外国人旅行者数2000万人の受入に向けた東北ブロック連絡会」を平成27年3月に設置。今般、外国人旅行者数の拡大や受入環境整備について、今後の方針等のとりまとめを行った。

「現状・課題」「今後の方針」(抜粋)

無料公衆無線LANの環境整備

【現状・課題】

- ◆ 整備に要する費用が課題。また、仕組みについて理解されていない。
- ◆ 整備されていても外国人旅行者用の案内・説明がない所もある。

【今後の方針】

- ◆ 東北管内で行われている補助制度や取組事例を紹介することにより、無料公衆無線LANの有用性を示し、導入を促進する。
- ◆ 共通シンボルマークである「Japan Free Wi-Fi」の表示や利用方法の整備により、外国人旅行者が利用しやすい環境を整備する。

多言語対応

【現状・課題】

- ◆ 外国人旅行者が少ないため、必要性を感じない。また、対応方法や費用対効果が課題。
- ◆ 観光地等への案内標識が「ローマ字」表記となっている。

【今後の方針】

- ◆ 補助制度や取組事例の紹介、観光庁ガイドライン等に沿った取り組みを促進することで、多言語化の取り組みを促進する。
- ◆ 主要な観光地等の案内標識を「ローマ字」表記から、外国人に分かりやすい「英語」表記への改善を推進していく。

主要観光地

【現状・課題】

- ◆ 東北の夏祭り期間中は混雑しており、宿泊施設の予約が取りづらい。そのため、海外からのツアーは限られている状況。
- ◆ 面積が広域で観光地が点在する東北において、域内移動の利便性向上が課題。

【今後の方針】

- ◆ 日本旅館協会東北支部連合会、日本ホテル協会東北支部において一定の宿泊数インバウンド用に確保し、海外エージェンツ(台湾)に販売した。今後取り組みを拡大する方向で調整。
- ◆ インバウンド向けに、JRにおいてエリアを絞ったフリーパスの販売、高速バスフリーパスやレンタカーでの東北周遊の促進などの検討を行う。

主な取組事例

OWi-Fiの整備(仙台市)

仙台市内において、アーケード商店街全エリア、S-PAL仙台本館(仙台駅直結の商業施設)、仙台城跡及び市内観光周遊バス「るーぷる」にフリーWi-Fiを導入。面的に整備を行うことで、旅行満足度を飛躍的に高める取り組みを実施。



○多言語対応(会津若松市)

「音声ガイドシール」と「多言語音声ガイドペン」を活用し、鶴ヶ城(史跡・若松城)を核とした地域資源の情報を4言語(日本語・英語・中国語・韓国語)で発信する。(H27.10.1~11.30 実証実験)



○東北夏祭りにおけるインバウンド宿泊枠の確保

日本旅館協会東北支部連合会、日本ホテル協会東北支部が連携し、一定の宿泊数をインバウンド用に確保し、海外のエージェンツに販売。

【送客実績】

- ・台湾旅行会社6社によるツアー12本(新庄祭り3本含) 84名参加284人泊



「今後の進め方」

基本的考え方

- 東北の空港への直行便や乗り継ぎ便を活用する視点と、東京や北海道から一足伸ばしてもらおうという視点のもと、東北ブランドを意識し、東北が一体となった取り組みを行う。
- 海外直行便の新設や既存路線の増設、大型クルーズ船の寄港の増加、鉄道・高速バス・レンタカー等による周遊の利便性向上等による旅行者数の拡大を目指す。
- 受入環境整備については、ニーズの高い「無料公衆無線LANの環境整備」や「多言語対応」について、広域観光周遊ルート形成も踏まえ、東北全体として戦略的に取り組む。

継続的検討事項

1. 海外直行便の新設、既存路線の増設
2. 鉄道や高速バス、レンタカー等による東北の周遊促進
3. 大型クルーズ船の寄港の増加と受入環境整備
4. 広域観光周遊ルート形成に合わせた受入環境整備
5. 無料公衆無線LANの環境整備
6. 多言語対応の強化

6. 安全・安心の確保 ～東北地域におけるプラン2009目標達成に向けた取組状況～

東北地域の安全対策会議開催

■ 「東北地域事業用自動車安全対策会議（平成21年設立）」を開催し、プラン2009中間見直しの具体的施策を確認。

事業用自動車総合安全プラン2009に基づく東北地域目標

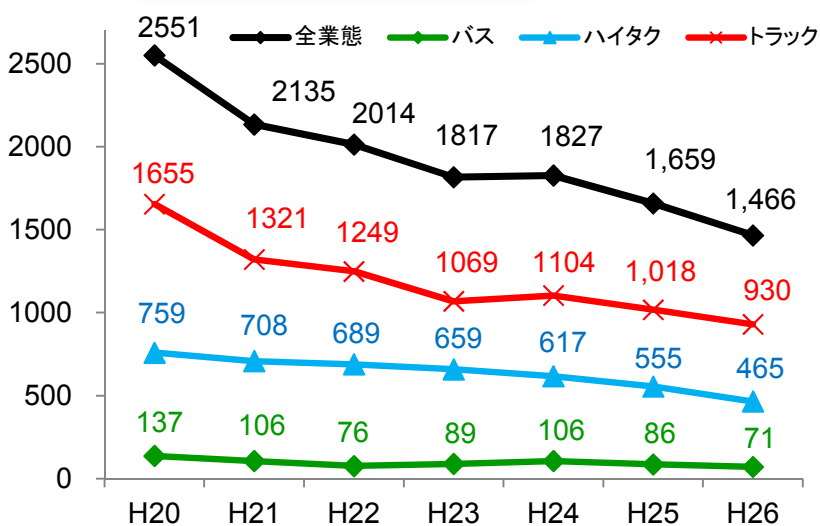
- 平成30年までの10年間で、
- **死者数半減**（目標：**H30年22人**）
 - **事故件数半減**（目標：**H30年1,275件**）
 - **飲酒運転ゼロ**
 - **危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無**（新規追加）

東北地域 事業用自動車の交通事故等発生状況

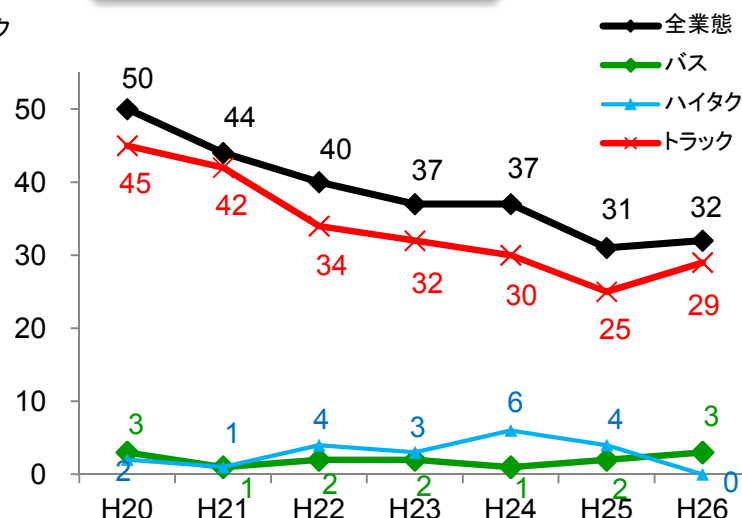
	＜平成20年＞	＜平成26年＞	（26年目標）
事故件数	2,551件	→ 1,466件	（1,791件）
死亡者数	50人	→ 32人	（30人）
飲酒運転	6件	→ 3件	（ゼロ）

	事故件数	死亡者数	平成26年重大事故発生傾向
バス	71件	3人	車内事故が約32%最も多く、そのうち発進時の車内事故が約7割を占めている。
ハイタク	465件	0人	衝突事故が40%と最も多く、次に死傷事故が32%となっている。 衝突事故及び死傷事故の発生場所は、交差点が44%を占めている。
トラック	930件	29人	衝突事故が約51%最も多く、そのうち追突事故が約51%を占めている。

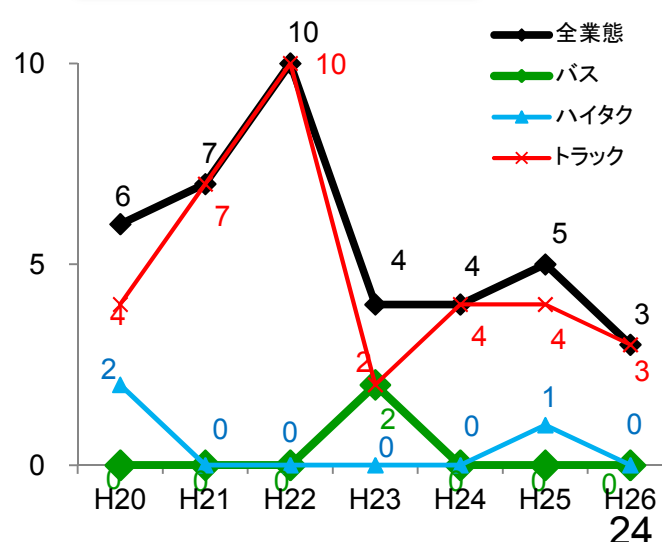
事故件数



死亡者数



飲酒運転



軽井沢スキーバス事故の発生直後の国土交通省の対応(バス関係)

事故概要

平成28年1月15日(金)午前1時55分頃、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、貸切バス(乗員乗客41名)が反対車線を越えて、道路右側に転落、**乗員乗客15名(乗客13名・乗員2名)が死亡、乗客26名が重軽傷(骨折等の重傷17名・軽傷9名)**を負う重大な事故が発生。

バスは、スキー客を乗せ、東京を出発し、長野県の斑尾高原に向かっていった。

事故発生直後の国土交通省の対応(バス関係)

- 事故直後、国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置(これまで9回開催)
- 被害者相談窓口(本省・地方運輸局)において、被害者の方々からの相談・要望に対応
- 貸切バス事業者「(株)イーエスピー」に特別監査を実施(15日, 16日, 17日)
- 事業用自動車事故調査委員会へ調査を要請(15日)
- 自動車局長から日本バス協会に対して安全運行の徹底を指示(15日)
- 石井大臣(16日)、山本副大臣(15日)が現地を視察
- 全国の貸切バス事業者に対し、街頭監査・集中監査を開始(19日以降)

＜特別監査で判明した主な違反＞

- ✓ 始業点呼の未実施
- ✓ 運行指示書の記載不備
- ✓ 運転者の健康診断の未受診
- ✓ 運賃の下限割れ 等

●事故車両の損傷状況



●事故直前の運行経路



軽井沢スキーバス事故を受けた監査の緊急実施

緊急対応

1. 貸切バスに対する街頭監査の実施

- 全国の貸切バス乗り場等において、国土交通省の監査官が抜き打ちで出発前のバスに立ち入り、交替運転者の配置状況、運行指示書の有無、運転者の酒気帯びの有無等について3月中旬にかけて確認を行う。

2. 貸切バス事業者に対する集中的な監査の実施

- 処分歴があるなど優先的に監査を実施すべき貸切バス事業者を抽出し、抜き打ちで事業所に立ち入り、健康診断の受診状況、運行指示書の作成の有無、点呼の実施状況、適正運賃の収受等について確認を行う。

スキーバス事故以降の街頭監査実施状況

平成28年1月28日時点

実施日	実施場所	実施結果		
		監査車両数	指摘車両数	指摘事項詳細（重複あり）
1月21日 (木)	都庁大型バス専用駐車場入口付近 《東京都新宿区》	6 両	5 両	運行指示書の記載不備 車内表示違反
	金沢駅西口貸切バス駐車場 《石川県金沢市》	3 両	0 両	—
	J R広島駅新幹線口 《広島県広島市》	3 両	1 両	運行指示書の記載不備
1月22日 (金)	株阿波交通出来島車庫 《徳島県徳島市》	1 両	0 両	—
	名古屋駅（名鉄バスセンター） 《愛知県名古屋市》	7 両	1 両	運行指示書の記載不備 車内表示違反
1月26日 (火)	富山空港タクシー・バス駐車場 《富山県富山市》	7 両	6 両	運行指示書の記載不備 車内表示違反 他
1月27日 (水)	仙台空港 《宮城県名取市》	7 両	0 両	—
	J R新大阪駅 《大阪府大阪市》	7 両	1 両	運行指示書の携行なし
	山口宇部空港 駐車場 《山口県宇部市》	4 両	2 両	運行指示書の記載不備 車内表示違反
1月28日 (木)	東名高速道路上り線浜名湖S A 《静岡県浜松市》	5 両	3 両	運行指示書の記載不備 車内表示違反
	博多港中央埠頭 《福岡県福岡市》	3 7 両	2 3 両	運行指示書の記載不備 車内表示違反 他
	高松駅前バス乗降場 《香川県高松市》	1 両	0 両	—



●街頭監査実施の様子(新宿)

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会について

設置の趣旨

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故をこさないよう、徹底的な再発防止策について、検討する。

検討事項

規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転手の不足等の構造的な問題を踏まえつつ、以下の再発防止策について検討する。

- 事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
- 監査の実効性の向上(事業参入後の安全確保についてのチェックの強化)
- 運転者の運転技術のチェックの強化
- 運賃制度の遵守等、旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化
- 衝突被害軽減ブレーキ等、ハード面での安全対策の強化 など

スケジュール

平成28年1月22日(月)	委員会設置
29日(金)	第1回委員会(主なテーマ:事故の概要、貸切バス事業者の構造的問題の整理等について)
2月9日(火)	第2回委員会(主なテーマ:事業参入後の安全確保についてのチェックの強化について①)
18日(木)	第3回委員会(主なテーマ:旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化について)
24日(水)	第4回委員会(主なテーマ:運転者の運転技術のチェックの強化について 事業参入後の安全確保についてのチェックの強化について②)
3月7日(月)	第5回委員会(主なテーマ:ハード面での安全対策の強化について)
18日(金)	第6回委員会(主なテーマ:事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化について)
29日(火)	第7回委員会[予定](主なテーマ:中間整理(速やかに実施する施策)(案))
4月以降 夏まで	関係者との調整や制度設計等を進め、引き続き検討 最終とりまとめ

【委員】

◎:委員長 ○:委員長代理

安部 誠治	関西大学社会安全学部教授	興津 泰則	(一社)日本旅行業協会国内・訪日旅行推進部長	三浦 雅生	弁護士
稲垣 敏之	筑波大学副学長・理事	河野 康子	(一社)全国消費者団体連絡会事務局長	水野 幸治	名古屋大学大学院工学研究科教授
上杉 雅彦	(公社)日本バス協会会長	○酒井 一博	(公財)大原記念労働科学研究所所長	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究科教授
植竹 孝史	(一社)全国旅行業協会東京都支部運営委員	住野 敏彦	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長	◎山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	松田 英三	運輸審議会委員		